

〔設問1〕(1)

1. FはEに対して甲土地所有権が自己に帰属する事を主張す。この根拠は、Eの前主であるAが、甲土地所有者であったBから売買契約(民法55条)に基づき、所有権を譲り受けたこと及びAの死によりその子(88条)としてFが、甲土地所有権を単独相続したことである(81条、90条)。

2. これに対し、Eからは以下の反論が考えられる。

甲土地は、Bの祖父であるCが所有者であったもので、Cが死したとき、その相続人はEとDであり、遺産分割協議がなされてないことから甲土地はEとDの共有となる(87条)。そこで、EとDは~~共同相続人~~相続人として2分の1ずつ甲土地を共有している(89条、90条43)。よって、Dの死により、BがDを単独相続していることから、Bの甲土地の持分は2分の1しかなく、Fには、持分持分2分の1しか認められず、

3. よって、Fの主張はDが甲土地の所有権を有していたこと前提とするところ、Eの反論によりかかる前提は認められなくなるので、このFの主張も認められず、

〔設問1〕(2)

1. 「事実」の下線の事実は、AがBから、売買契約により所有権を取得したというものである。よって、20年間の継続占有を理由とする取得时效の要件は、「所有意思をもて」、「平和に」、「公然と」、「他人の物」を20年間占有したことである(162条1項)。この要件との間で、上記事実は、かかる意思を持つが、

2. 要件の中に、「他人の物」とあるが、AがBから売買契約により所有権を

取得していた場合、「他人の物」とはいわれない。よって、「他人の物」の要件をみたし、場合取得は成立しないのか。

(1) そもそも、時効による権利の取得~~の趣旨~~の趣旨は、永続した事実状態を権利化することにある。そうすると、所有権に基づいて物を長期間占有している者について、かかる制度の利用を認めるべきであり、これは上記趣旨に反するものではない。よって、「他人の物」であったことは、要件とはならない。

(2) したがって、本件事実は、自己所有を推認できる事実であり、他人の物であることは要件下にはなく、かかる要件の間では法律上の意義を有しない。では、「所有の意思」との要件で、自分の意思を占有する事実が、上述のように、所有権の帰属に關する事実であることと問題となる。

(3) 所有の意思の存在については、確かに時効成立を主張するが、要件である。しかし、186条1項により、占有者は、所有の意思をもって占有するものと推定される。そうすると、かかる要件は、時効の成立を主張するが、所有の意思がないことについての立証責任を負うことになる。

(4) よって、~~事実~~下線部事実は、Bが売買により所有権を取得したことを示す事実であり、Fは、20年の占有を主張するためには、~~前主~~前主の所有の意思~~が認められなければならない~~が、かかる事実はこの所有の意思の存在を推認できる事実である。

(5) よって、下線部の事実からFが立証責任を負う所有の意思の不存在を否定する事実であり、かかる法律上の意義を占有する。

〔設問2〕

1. 寄託者たるGは、委託契約を委託者たるHに寄託して、火災保険料の

要約契約又は寄託契約(65条)が成立している。そして、寄託者は、「いつともその返還を請求~~する~~ことができる」(66条)ことから、Gは、契約書6条に基づいて、本寄託物の返還を請求している。

そして、契約書6条は、寄託に係るものと「同一数量のもの」の返還を規定している。~~また~~ かつ前述の文章に従うのであれば、Gは寄託した「和風たし」1000個の返還を認められるのである。

2 しかし、同条では、寄託物の種類及び品質が同一である場合には、受寄者は混合保管することになっており、寄託者もこれを承認している(同条4項)。そして、同条では、混合保管された物については、~~また~~ 寄託した物の数量の割合に応じて共有持分権を有することとされている。本問では、FとGは、「和風たし」で、種類及び品質が同一であるものを1000個ずつ寄託している。するとFとGは、2000個の「和風たし」について2分の1ずつの共有持分権を有することとなる。

よって、同4条に従うと、現に1000個の「和風たし」しか残っていない以上、Gは和風たし500個についての返還請求~~を主張~~権を認められないこととなる。

3 7-1は、~~契約書6条~~規定に従い返還を請求することができ~~ない~~。~~また~~

4 上述のように、契約書の7条1項、6条において、寄託物は混合(245条)と類似の関係のうちに共有物となる。持分権が觀念されることになる(246条)。そして、このことについて(寄託契約にはない)1分全の寄託者が承諾している(契約書7条2項)。

そして、同6条の寄託者の寄託に係るものと同一数量のものとの支払は、

後、火災や盗難により目的物の全部又は一部が滅失し、残量が「同一数量」を下回った場合には、返還が不能な内容とされていることになり、5項と、6条の趣意は、目的物が寄託された数量通り返還できる場合のものであり、目的物が全て残っている場合の共有持分権に基づく返還の数量を一例として規定したものにすぎない。

よって、6条に基づいて返還をすることができる数量は、契約書4条に従い定められている。

(2) 本問では、GとFは「和風たし」について2分の1ずつの共有持分権を有している。両者の内の「和風たし」について、1000個しか残っていない以上、Gは、そのうち500個についてしか持分権を主張することはできない。

1 したがって、~~は~~和風たし500個の返還を主張できる。

4 よって、Gは和風たし500個の返還請求を認められることになる。
(設問3)

1 Hは両建物間の施錠を忘れたことにより、その「山菜おこめ」を盗み去ることで、FはHに対し債務不履行に基づき損害賠償請求(245条)を求める。

1 かつFはHとの間で、両建物において「山菜おこめ」を無償で保管することを合意し、FはHにこれを交付している。そこで、~~また~~ FH間には無償の寄託契約が成立している。~~また~~

よって、受寄者たるHは、上記契約に基づいて保管義務を負うことになる。この義務の程度は、「自己の財産に対する」と同一の注意とされている(65条)。1 本問では、Hは両建物の全鍵をかつめ取っていたため、上記

義務に不履行が生じている。そこで、自分が単に注視しておくことのできない場所については自己の物が入っている場合であっても施錠しておくのが通常であり、かつ貸店を経営していたFから見て、この程度の注意義務を課したとしても不合理とはいえない。よって、両建物の施錠を怠った行為は、自己の所有財産にたいして同一の注意を怠っていたといえ、借居の本来の住居に不履行を怠ったと、~~相当因果関係~~にたつ。

(2) よて、山本がこれ、500個分の損害が生じており、上記不履行があれば損害が生じたのだといふから、不履行に「よて、損害が生じた」といえる。

(3) 予て、Hが両建物の施錠を怠ったことについて、特約以外の者の注意を促すという事情も認められ、Hに「警報に帰するべき事由」が与えられている(415条本文参照)。

(4) よて、借居不履行は成立、山本がこれの借居相済金の賠償を請求することはできる。
(24条1項1号の415条の賠償を要しては)

2 では、Q百貨店の店舗で「山本がこれ」を取り扱っていたことが「損害(416条)」にあたるか

(1) そもそも同条趣旨は損害の公平な分担を図る点にあるとすると同条は損害の範囲を借居不履行と相当因果関係の損害に限定し、2項は特別事情の範囲を示している。よて上記趣旨から特別事情は借居者から不履行時に予見可能であったといえる。

19 本問では、Fは既に平成29年10月22日にQ百貨店の全店で山本がこれを取り扱っていたと訴えていることから、この事実は争点とならない。

情にあるといえる。そうすると、この事実を前提とすると、盗難事件を台けて、QF間の契約を打ち切ったこと、損害の範囲に含められたこと、かつこれともいえる。

ともに、~~相当因果関係~~ 存続不履行段階で済んでいたのは、「天災地災」の評価がよければ、Q百貨店の全店で扱うことであり、Fが日に納品しては、相当程度の可能性を有し、Q百貨店の全店で売っていたとはいえず、相当因果関係は認められず。

(7) したがって、上記損害は、「損害」にはあたらず、この賠償を請求することはできない。

*因果関係が... 以上
24条1項1号の415条の賠償を要しては*